

## 「ようこそ小松」定住促進奨励金

小松市外から小松市内に転入する方で、住宅を新築、増築または購入する場合

<対象住宅> 新築・増築・購入

<助成額>

【基本額】 **30万円**  
【加算】若者世帯加算 **10万円**

<主な対象条件>

※新築・増築は認定申請時、購入は交付申請時

1. 市外に3年以上継続して居住している方、もしくは市外に3年以上継続して居住後、小松市内に転入して1年未満の方
2. 申請者または配偶者のみの転入も可
3. 若者世帯加算は45歳以下の世帯

【フラット35】連携制度

## 3世代家族住宅建築奨励金

市内で住宅を新築、増築または購入し、3世代で同居または近居する場合

<対象住宅> 新築・増築・購入

<助成額>

①3世代同居の場合 **20万円**  
②隣地、近居の場合 **10万円**

<主な対象条件>

- ①3世代同居のための住宅であること
- ②3世代が150m以内で近居する住宅であること

## 空き家有効活用奨励金

空き家バンクに登録されている物件を購入して改修する場合

<対象住宅> 購入して改修

<助成額>

【基本額】 **40万円**  
【加算】①市外居住加算 **10万円**

<主な対象条件>

1. 空き家バンクに登録されている物件を自己の居住用として購入し改修する方
2. 加算条件  
①市外居住加算：認定申請時に市外に3年以上継続して居住している方

【フラット35】連携制度

## 飛行場周辺地区居住環境整備助成金

航空機騒音区域で、騒音緩和を配慮した住宅を新築する場合

<対象住宅> 新築

<助成額>

【基本額】  
①うるささ指数85W以上 **50万円**  
(市外業者35万円)  
②うるささ指数80W以上85W未満 **30万円**  
(市外業者20万円)  
③うるささ指数75W以上80W未満 **15万円**  
(市外業者10万円)

【加算】※認定申請時

①市外居住加算 **30万円**  
※対象条件は「ようこそ小松」と同様  
②3世代加算 **同居20万円**  
※対象条件は3世代家族住宅と同様 **近居10万円**  
③45歳以下の若者世帯加算 **10万円**

<主な対象条件>

1. 遮音性能があるサッシを使用すること  
・居室のみ  
・遮音性能T-1<透過損失等級2>以上
2. 防衛省の住宅防音工事の助成を受けていないこと

【フラット35】連携制度  
(※①又は②の加算対象者のみ)

※【フラット35】連携制度記載の制度は小松市と住宅金融支援機構との連携により、当初5年間の借入金利率が年0.25%引き下げとなります。



### <各制度共通条件>

1. 自分が住む家であること
2. 住戸面積（増築の場合、増築部分の住戸面積が）が75㎡以上であること
3. 店舗併用住宅の場合、住戸専用面積が1/2以上かつ75㎡以上であること

### <制度の併用について>

- 「飛行場周辺地区居住環境整備助成金」および「空き家有効活用奨励金」については他の定住支援制度との併用はできません。
- 「住まいる小松」と「ようこそ小松」は併用できません。
- 地域型住宅グリーン化事業、サステナブル建築物等先導事業との併用はできません。
- 「飛行場周辺地区居住環境整備助成金」はこどもみらい住宅支援事業、ZEHと併用できません。

## 住まいる小松奨励金

【事業者向け】

- ①すでに宅地化された土地を再開発するまたは
- ②調整池整備を伴う宅地分譲開発をする民間事業者に助成

<助成額>

①1区画あたり **10万円（限度額100万円）**  
②補助率 **1/2（限度額100万円）**

<主な対象条件>

1. 市街化区域であること
  2. 造成工事中であること
- ①3区画以上で、開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること  
②開発面積が1500㎡以上で、市に帰属または管理する調整池の設置を伴うもの

【購入者向け】

分譲宅地を購入して、住宅を新築する場合に、費用の一部を助成

<対象住宅> 新築

<助成額> **10万円**

<主な対象条件>

1. 3区画以上で、H21.9.1以降に開発許可を受けた公共施設整備が伴う分譲宅地であること

※H26.4.1以降の土地区画整理事業も対象です

### <申請にあたっての注意事項>

■**新築・増築の場合**は認定申請と交付申請の2回の申請が必要です。

- ・認定申請書は**基礎工事が着工前まで**に提出してください。
- ・交付申請書は最終金の支払い後**3ヶ月以内**に提出してください。

■**住宅の購入の場合**は交付申請のみとなります。

- ・交付申請書は所有権移転日から**3ヶ月以内**に提出してください。

※申請期限を過ぎての受付はできませんので、お早めに申請をお願いします。



### <問い合わせ先>

〒923-8650小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部 建築住宅課

TEL:(0761)24-8104 FAX:(0761)23-6403 Eメール:housing@city.komatsu.lg.jp

小松市 定住促進支援制度

検索

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。



令和4年度

## 小松地域産材利用促進制度

小松地域産材を利用し、小松市内の戸建住宅（延床面積75㎡以上）、その他店舗・工場等の新築、増築、改修または外構工事を行う場合に、工事費または材料費の一部を助成します。

	戸建住宅・分譲住宅	住宅以外の用途 (倉庫、車庫除く)
<b>小松石材</b>	5万円以上の工事に対し、工事費(市の基本金額により算定)の20%を助成します。	
<b>九谷焼</b>	5万円以上の工事に対し、工事費(市の基本金額により算定)の20%を助成します。	
<b>小松瓦</b>	20万円以上の工事に対し、材料費(市の基本金額により算定)の20%を助成します。	
<b>小松表量</b>	5万円以上の工事に対し、工事費(市の基本金額により算定)の20%を助成します。	
<b>かが杉</b>	柱(105×105×3000mm以上)に対し、2,600円/本を助成します。	
<b>条件</b>	かが杉は新築50本以上、 新築以外20本以上使用すること。	①対外的にPRできる場所への設置 ②小松地域産材の利用をプレートで掲示
<b>限度額</b>	・新築 20万円 ・新築以外 10万円 (瓦のみ一律20万円) <b>NEW</b>	・新築 20万円 ・新築以外 10万円 (瓦のみ一律20万円) <b>NEW</b>

※分譲住宅は事業者による申請となります。

※工事費、材料費については市の基本金額により算定しますので、実工事費の20%とならない場合があります。(工事費、材料費が基本金額に満たない場合は実工事費の20%)



<お問い合わせ先>

〒923-8650 小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部建築住宅課  
TEL : (0761)24-8104 FAX : (0761)23-6403  
Eメール : housing@city.komatsu.lg.jp

令和4年度

## 空き家有効活用奨励金

貸したい方

購入した方

小松市内の空き家を改修し、賃貸住宅または公立小松大学の学生向けに貸し出す場合、または自己の居住用に購入し改修する場合に改修費用の一部を助成します。

	賃貸物件	購入物件	共同住宅等
<b>金額</b>	改修費用の1/2を助成 ※門、柵及び塀工事等の外構工事費は対象外 (限度額) 40万円	(限度額) 40万円	(限度額) 100万円
	<市外居住加算> 購入した空き家に住む人が市外からの転入者の場合		
		10万円	
<b>条件</b>	改修前の建物は、小松市内に所在する建物で、以前使用 ① されており、現に使用されていないものであること 改修後の建物が右記であること	戸建て住宅	共同住宅等 ※1
	② 小松市内空き家・空き室バンクの登録物件であること	○	○
	③ 改修費用が20万円以上であること	○	○
	④ 改修後、賃貸住宅として10年以上扱うこと	○	○
	⑤ 改修後10年間、公立小松大学の学生に貸し出すこと		○
	⑥ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと	○	○
	⑦ 市税の滞納がないこと	○	○
	⑧ 対象の建物が過去に奨励金の交付を受けていないこと	○	○

※1 共同住宅等には長屋、シェアハウスを含みます。

令和4年度

## 空き家バンク成約報奨金

所有者の方

空き家バンクに登録されている戸建て住宅の物件について賃貸や売買の契約が成立した場合に所有者に対して成約報奨金を交付します(1物件1回限り)

	賃貸住宅
<b>金額</b>	3万円
	<個人>1物件につき1回のみ <法人>1物件につき1回のみ
<b>条件</b>	① 小松市内空き家・空き室バンクに登録されている住宅であること
	② 賃貸借契約又は売買契約が令和4年4月1日以降に成立していること
	③ 借りる人、買う人が所有者の3親等以内ではないこと
	④ 市税の滞納がないこと

<お問い合わせ先> 〒923-8650小松市小馬出町91番地 小松市都市創造部建築住宅課  
TEL : (0761)24-8104 FAX : (0761)23-6403 Eメール : housing@city.komatsu.lg.jp

※詳しくは小松市ホームページをご覧ください。

小松市 空き家有効活用

検索